

○厚生労働省令第三十七号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第二条の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成二十年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(高齢者医療制度関係特別会計)</p> <p>第二条 法第四十三条の規定により支払基金が設けなければならない特別の会計は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる特別会計とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第三十九条第一項第二号に掲げる業務並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。以下この号において「改正法」という。)附則第三十八条第四項の規定により法第三十九条第一項第二号の業務に係る特別の会計に帰属するものとされた平成三十年四月一日において現に改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。次項第二号において「平成二十年改正前老健法」という。)第六十八条に規定する特別の会計に所属する権利及び義務に関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号。次項において「改正令」という。)附則第二条第一号及び第二号に掲げる業務 後期高齢者医療特別会計</p> <p>三 (略)</p> <p>2 支払基金は、前項各号に掲げる特別会計(以下「高齢者医療制度関係特別会計」という。)の経理を明確にするため、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより経理を区分し、それぞれの特別会計について貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 後期高齢者医療特別会計 保険者からの後期高齢者支援金等(法</p>	<p>(高齢者医療制度関係特別会計)</p> <p>第二条 法第四十三条の規定により支払基金が設けなければならない特別の会計は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる特別会計とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第三十九条第一項第二号に掲げる業務 後期高齢者医療特別会計</p> <p>三 (略)</p> <p>2 支払基金は、前項各号に掲げる特別会計(以下「高齢者医療制度関係特別会計」という。)の経理を明確にするため、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより経理を区分し、それぞれの特別会計について貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 後期高齢者医療特別会計 保険者からの後期高齢者支援金等(法</p>

第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう。以下同じ。  
。の徴収及び後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）に対する後期高齢者交付金（法第百条第一項に規定する後期高齢者交付金をいう。以下同じ。）の交付並びに平成二十年改正前老健法第六十四条第一項第一号に掲げる保険者からの拠出金（平成二十年改正前老健法第五十三条第一項に規定する拠出金をいう。）の徴収、平成二十年改正前老健法第六十四条第一項第二号に掲げる市町村に対する平成二十年改正前老健法第四十八条第一項の交付金の交付及び平成二十年改正前老健法第六十四条第二項に規定する厚生労働大臣の認可を受けて行う事業に係る経理並びに法第百三十九条第一項第二号に掲げる業務に関する事務の処理及び平成二十年改正前老健法第六十四条第一項各号に掲げる業務及び第二項に規定する業務に関する事務の処理に係る経理

3

三  
(略)

第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう。以下同じ。  
。の徴収及び後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）に対する後期高齢者交付金（法第百条第一項に規定する後期高齢者交付金をいう。以下同じ。）の交付に係る経理並びに法第百三十九条第一項第二号に掲げる業務に関する事務の処理に係る経理

3

三  
(略)

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。